

UAEにおける金融活動規制の動向

中東ニュースレター

2025年12月18日号

執筆者:

森下 真生

m.morishita@nishimura.com

山本 峻暢

tak.yamamoto@nishimura.com

黒田 英

s.kuroda@nishimura.com

1. はじめに

アラブ首長国連邦(以下、「UAE」と言います。)では、2025年9月16日、中央銀行並びに金融機関、金融活動及び保険事業を包括的に規制する2025年連邦法第6号(以下、「本法」と言います。)が施行されました。本法では、中央銀行及び金融機関に関する2018年連邦法第14号及び保険事業に関する2023年連邦法第48号の廃止・統合がなされており、中央銀行の組織及び権限拡充に関する規定に加えて、広範な金融活動(Financial Activities)をライセンス制度に組み込み、デジタル化したグローバル金融システムへの対応を進化させた点が特色です。

UAEにおいては、UAE国内の金融フリーゾーン(Dubai International Financial Centre 及び Abu Dhabi Global Market)での金融活動については原則として独立した当局の規制に服するものの、それ以外の地域(以下、「対象地域」と言います。)については中央銀行の監督下にあります。本法は、本法第2条に基づいて、金融フリーゾーン及び当該当局により規制される金融機関を除く全ての者(UAE国外の者を含みます。)に適用されます。そのため、対象地域において規制対象の金融サービスを提供する外国企業にも遵守義務が生じます。本稿では、かかるUAEに進出する外国企業にも影響を及ぼし得る金融活動に対する規制の概要を解説します。

2. 規制対象となる金融活動

本法第61条に基づいて、対象地域における以下の金融活動が中央銀行の規制対象とされています。特に、本法によって、d. オープンファイナンスサービス及び f. 暗号資産を用いた決済サービスが明示的に規制対象となりました。

- a. イスラム法(シャリーア)(以下、「シャリーア」と言います。)に準拠した預金を含む、あらゆる種類の預金の受入れ
- b. あらゆる種類の信用供与
- c. シャリーアに準拠した資金供与を含む、あらゆる種類の資金供与
- d. オープンファイナンスサービスの提供
- e. 通貨両替及び送金サービスの提供(即時送金サービスを含む)
- f. 暗号資産を用いた決済サービスの提供

- g. ストアドバリューサービス、小売決済、デジタルマネーサービスの提供
- h. ライセンス対象金融活動の手配、勧誘、マーケティング
- i. 外国為替、金融デリバティブ、債券及びスクーク(シャリーア準拠債券)、株式、商品、その他中央銀行が承認した金融商品を含む、ライセンス対象金融機関の財務状況に影響を与える金融商品の自己勘定取引
- j. 保険、再保険及び保険関連専門業務・サービスの提供(タカフル(シャリーア準拠保険)及び再タカフル保険業務・サービスを含む)

これらに加えて、本法第 62 条により、金融機関等に限らず、全ての者について、直接又は間接を問わず、また使用媒体・技術・形態にかかわらず、対象地域において、以下を含む金融活動を実施、募集、発行又は促進する場合、中央銀行の規制対象となることが明らかとなりました。

- a. ライセンス対象金融活動に関連して使用される、暗号資産決済トークン、分散型金融(DeFi)、その他新興技術又はその他のデジタル若しくは物理的な手段
- b. 決済、信用供与、預金、通貨両替、送金、投資サービス等の金融サービスの提供を促進し、仲介し又は可能にする、プラットフォーム、分散型アプリケーション(dApps)、プロトコル又は技術的インフラの提供又は運営

前記の規制対象となる金融活動を行うためには、中央銀行からのライセンスを取得する必要があります。中央銀行のライセンスには、銀行、保険会社、大口決済サービス(LVSPS)、オープン・ファイナンス等 14 種類のタイプがあり、該当する金融活動に応じた要件及び提出書類が求められます。

中央銀行は、ライセンス申請受理後、最大 60 日以内に追加書類の要求又は却下通知を行い、その後は中央銀行理事会の決定を待った上承認決定通知がなされます。申請対象及び書類の準備状況にもよるもの、新規申請からライセンス取得までには実務上最低 3 ヶ月から 6 ヶ月程度は要します。また、想定している事業がいずれの規制対象金融活動となるかを確認するために当局の照会が必要となる場合には、申請前の段階でも一定の期間を要します。

3. 罰則

本法においては、以前より厳格な行政罰及び刑事罰が設けられ、中央銀行の権限が強化されています。特に、前記のライセンスを取得せずに規制対象の金融活動を行った場合について最低 AED100 万の罰金が導入されました(本法第 168 条第 1 項 s)。また、本法及び関連するガイドライン等に違反した金融機関に対する罰金は、旧法下での最大 AED2 億から最大 AED10 億まで増額されています(同項 m)。

4. 移行期間

本法は施行日から 1 年間の移行期間を設けており、本法に基づきライセンスの取得や変更が必要となる者は、2026 年 9 月 16 日までに必要なライセンスの取得その他のコンプライアンスを整備する必要があります(本法第 184 条)。

中東関連イベント情報

UAE ウェブ法律相談

当事務所によるウェブを通じた日本語無料法律相談(30 分程度)を実施いたします。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、こちらまでご連絡下さい。

トルコウェブ法律相談

当事務所とトルコの現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30 分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、こちらまでご連絡下さい。

その他中近東各国ウェブ法律相談(バーレーン、カタール、イスラエル、エジプト)

当事務所と各国現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30 分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、こちらまでご連絡下さい。

イスラエル事業環境個別ウェビナー

イスラエル法律事務所によるウェブを通じたイスラエル事業環境に関する無償プレゼンテーション(30 分から 1 時間程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所にて適宜日本語の補足を行うことは可能です。ご希望者は、こちらまでご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com